

文 教 福 祉 常 任 委 員 会

平成 1 9 年 6 月 2 2 日 (金曜日)

付議事件

《付託議案》

議案第 2 号 旭市重度心身障害者医療費助成の一部を改正する条例の制定について

議案第 3 号 旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定
について

議案第 8 号 工事請負契約の締結について

議案第 9 号 工事請負契約の締結について

《付託請願》

請願第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願

請願第 2 号 「国における平成 2 0 (2008) 年度教育予算拡充に関する意見書」採択
に関する請願

請願第 3 号 「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」採択に関する請願

出席委員 (7 名)

委 員 長 林 一 雄

副委員長 柴 田 徹 也

委 員 林 正一郎

委 員 木 内 欽 市

委 員 景 山 岩三郎

委 員 向 後 悦 世

委 員 伊 藤 保

欠席委員 (なし)

委員外出席者 (2 名)

議 長 嶋 田 茂 樹

議 員 神 子 功

(請願紹介議員)

説明のため出席した者 (2 4 名)

教 育 長	米 本 弥榮子
保険年金課長	増 田 富 雄
社会福祉課長	在 田 豊
庶 務 課 長	浪 川 敏 夫
生涯学習課長	花 香 寛 源

環 境 課 長	平 野 修 司
健康管理課長	小長谷 博
高 齢 者 福 祉 課 長	横 山 秀 喜
学校教育課長	及 川 博
そ の 他 担 当 員	1 5 名

事務局職員出席者

事 務 局 長	宮 本 英 一
主 査	穴 澤 昭 和

事務局次長	石 毛 健 一
-------	---------

開会 午前 10 時 0 分

○委員長（林 一雄） おはようございます。

本日は大変お忙しいところ、文教福祉常任委員会ご苦労さまでございます。

委員長の林一雄でございます。6月11日、本会議の冒頭におきまして、議長より、課長のご紹介がありまして、文教福祉常任委員会の担当課といたしまして、民生、衛生といたしまして社会福祉課長、健康管理課長、環境課長、そして教育関係として庶務課長、学校教育課長の5つの課長がかわりました。5名の課長につきましては初めての委員会でございますので、明快な説明と答弁をお願いしたいと思います。

今回付託されました議案は、議案第2号、議案第3号、議案第8号、議案第9号の4議案と請願3件でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

なお、議案説明、質疑、答弁、報告のときには起立をしていただきたいと思います。

また、本日は大変蒸し暑うございますので、上着は脱いでいただいても結構です。よろしくをお願いいたしまして、あいさつとさせていただきます。

ただいまの出席委員は7名、委員会は成立いたしました。

それでは、文教福祉常任委員会を開会いたします。

なお、神子功議員より、本委員会を傍聴したい旨の申し出があり、これを許可いたしましたので、ご了解をお願いいたします。

本日、嶋田議長にご出席をいただいておりますので、ごあいさつをお願いいたします。よろしくお願いします。

○議長（嶋田茂樹） おはようございます。

委員の皆さん、大変ご苦労さまでございます。

本日は、付託されました議案4議案と請願3件について審査をいただくことになっております。どうぞよろしくご審議のほどをお願いいたしまして、簡単ではございますけれども、ごあいさつに代えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

続いて、執行部を代表し、米本教育長よりごあいさつをお願いいたします。

○教育長（米本弥栄子） おはようございます。

文教福祉常任委員会の開催に当たりまして、執行部関係各課を代表してごあいさつを申し

上げます。

きょうはちょっと雨模様になってまいりましたが、梅雨入りしましてから好天が続きまして、水不足等心配されているところでございます。

文教福祉常任委員の皆様には、朝早くからご出席いただきまして、ありがとうございます。文教福祉常任委員長の林一雄様をはじめとする委員の皆様には、日ごろより市民生活にかかわりの深い文教福祉の所管事項につきまして、大変親切にご指導、ご支援をいただいておりますことに対しまして、御礼申し上げます。

本日は、議会より付託されました4議案、議案第2号、議案第3号、議案第8号、議案第9号と請願第1号、第2号、第3号の3件につきましてご審議いただくことになっております。よろしくご審議のほどお願い申し上げまして、ごあいさついたします。

よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

議案等説明のため、教育長、担当課長及び職員の出席を求めました。

議案の説明、質疑

○委員長（林 一雄） ただいまから本委員会に付託されました議案の審査を行います。

去る6月13日の本会議におきまして、本委員会に付託されました議案は、議案第2号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、議案第8号、工事請負契約の締結について、議案第9号、工事請負契約の締結についての4議案であります。

これより付託議案の審査を行います。

初めに、議案第2号について、社会福祉課より補足して説明がありましたら、お願いをいたします。

社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、補足の説明をさせていただきます。

本会議の補足説明の際にも申し上げたとおりでございますが、千葉県の実重度心身障害者の医療給付改善事業要綱、この要綱改正がなされることに伴いまして、旭市の重度心身障害者

医療費助成条例の一部を改正するものでございます。

内容につきましては、本日ご配布をさせていただきました新旧対照表によりましてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず、第3条第2項といたしまして、市町村民税、これは所得割でございますが、その額が23万5,000円以上となる重度心身障害者につきましては、助成の対象としない旨を新たに加えるものでございます。この各世帯の市町村民税のとらえ方でございますけれども、保険証による世帯、これを一つの世帯として判断をいたします。したがって、1戸の世帯の中で国保と社保と、若夫婦が社保で、おじいさん、おばあさんが国保であったり、そういうような場合に、社会保険の若夫婦に例えば障害を持っていられる方が扶養をされているというような場合は、その保険証の内容によって世帯というふうなとらえ方をさせていただいております。

次に、第4条第3項でございますけれども、この中で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律、結核予防法、これらの法律が障害者自立支援法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律、これらに改められましたことに伴いまして、条文の改正を行うものでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

社会福祉課の説明は終わりました。

議案第2号について、質疑がありましたら、お願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第2号の質疑を終わります。

続きまして、議案第3号について、健康管理課より補足して説明がありましたら、お願いをいたします。

健康管理課長。

○健康管理課長（小長谷 博） それでは議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきまして、補足説明を申し上げます。

これは感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律という一部を改正する法律が平成18年12月8日に公布となり、結核予防法が廃止され、結核等に関する規定については感染症法や予防接種法に組み込まれ、平成19年4月1日から施行されることになったために、条例の改正を行うものでございます。

新旧対照表を見ていただきたいと思いますけれども、条例第2条中の「及び結核予防法（昭和26年法律第6号）」までを削除するものでございます。また、第3条の方でございますけれども、1市3町の合併に伴い、旭市海上郡医師会という名称が、旧干潟町時代に佐原市香取郡医師会の方に入っておりましたのが一緒になりまして、新たに旭市医師会として発足したために、条例第3条中の名称を改めるものでございます。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） ありがとうございます。

健康管理課の説明は終わりました。

議案第3号について、質疑がありましたら、お願いをいたします。

（「なし」の声あり）

- 委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第3号の質疑を終わります。

続きまして、議案第8号について、庶務課より補足して説明がありましたら、お願いをいたします。

庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） それでは、議案第8号の補足説明を申し上げます。

本案は、旭市立中央小学校校舎の大規模改造工事でございます。工事の内容につきましては、耐震2次診断の結果、耐震補強を必要とするものという判定結果のため、2,644平方メートルの耐震補強並びに3,499平方メートルの大規模改造をするものでございます。そして、耐震補強工事、屋根の防水工事、外壁、内装、サッシュ、設備等の改修工事、それとアスベストの撤去工事をするものでございます。

なお、本建物につきましては、昭和39年、41年、47年、54年の建築でございます。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） ありがとうございます。庶務課の説明は終わりました。

議案第8号について、質疑がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。何かございませんでしょうか。

林委員。

- 委員（林 正一郎） 防水工事もやると今聞いたんですが、前には、何年くらい前に防水工事をやったんですか。

- 委員長（林 一雄） 林委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） ただいま手元に資料がございませんので、その辺は調べて、後ほど報告させていただきたいと思います。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 第1回定例議会でもって、この入札関係で、一般競争入札を用いたらどうかというような意見が多かったんですが、今回の場合も何か指名競争入札なんで、そこら辺、何か改善できなかったわけをちょっと聞かせてもらえればありがたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） お答え申し上げます。

本契約あるいは入札事務等につきましては、財政担当課でやっておりますので、委員長あれでしょうか、財政課長をお呼びしていただいてということで、その方が正確なお答えができると思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（林 一雄） それでは、財政課長をお呼びいたしますので、しばらくお待ちください。

休憩 午前10時15分

（財政課長入室）

再開 午前10時18分

○委員長（林 一雄） それでは、財政課長、ご苦労さまでございます。

財政課長がお入りになりましたので、会議を引き続き開きます。

向後委員、もう一度質疑の説明をお願いしたいと思います。

○委員（向後悦世） 向後です。第1回定例議会の中でも、一般競争入札を用いたらどうかというような質問等や要望等が多かったと思いますが、また、新聞やマスコミ関係にも前回の99.9%という落札率はおかしいじゃないかと世間に大分騒がれた中で、また今回、指名競争入札で行われて、議会の方からも一般競争入札を用いたらどうかというような意見が出されて、今回、改正ができないまま指名競争入札で行われた経緯を説明してもらえたらありがたいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） ご指摘のとおり一般競争入札、定例会の中で、なるべく平成19年の早いうちとか19年度途中にはそういう改革をしていきたいという答弁を、たしかしていると思います。それをなぜ4月からできなかったかということでございますけれども、これはちょっと言い訳がましくなりますけれども、やはり現行の制度を見直し中だということで、副市長の方からたしかお答えをしたと思いますけれども、現行の制度をいち早くこれから改正していくということで、今、努力している最中ということでご理解をお願いしたいと思います。

- 委員長（林 一雄） 向後委員。

- 委員（向後悦世） 何か努力している努力しているという割には、意外と成果につながってきていないというような部分も、いろいろちまたで聞こえてきますが、成田市なんかは入札関係で事件になりまして、市長が辞職して、もう何かわずか数か月の間に電子入札や何か、もう改革が進んだというように聞いていますので、旭市もなるべく早く、答弁だけ真剣に取り組みますとか、前向きに取り組みますとかというような答弁じゃなくて、実際形になって表れるように、ひとつよろしく願いたいと思います。

その点について若干、ちょっとこういう形で何か進んでいるよというような部分がありましたら、ちょっと一言つけ加えていただければありがたいと思います。

- 委員長（林 一雄） それでは、向後委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 具体的にどのように取り組むんだということでございますけれども、これも本会議の中で副市長の方から申し上げさせていただきました。実際には、たしか5月8日だったと思いますけれども、内部で検討委員会を設置いたしました。この中でどういう形で、いろいろな一般競争入札、それからよそ様ではダイレクト入札、電子入札、大きく分けて3つほどあるんですけれども、この3つをテーマにしまして、今一番早くできるのはどれだとか、それから、ダイレクトはどのくらいあれば期間は間に合うんだとか、そういう具体の検討に入っております。

この中で一般競争入札の額の引き下げくらいは割合早くやれるんじゃないかということで、今、だんだん煮詰まってきておりますので、その辺から早速取り組んでいきたいという状況でございます。

- 委員（向後悦世） わかりました。ありがとうございました。

○委員長（林 一雄） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） ただいまの向後委員の質問との関連ですが、だいたい今回の場合は、小学校の改修は夏休みに間に合わせるということで急いだんでしょうけれども、できるだけ早く、やはりこれはもう民意ですからお願いをしたいと思いますが、そのご回答を1つと、それと関連しますが、やはり1校が不調に終わりました。鶴巻小学校ですが、これもやはり夏休み中に工事を終わらせるということからいって、急いだということでありましょうけれども、不調です。鶴巻小学校は空き教室等ありませんので、夏休み中に何とか工事をさせた方がいいと思うんですが、不調になってしまったので、これはやむを得ないことでしょうか、その不調になった経過、どういうことで不調になったのか、できれば、これ金額は聞いてもいいんですか。1回目、2回目、分からなければまた後で結構ですけれども、その経過をお願いします。

○委員長（林 一雄） 木内欽市委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 1点目は夏休み中に間に合わせる、確かに今回、1日で4件の入札をやったということでございまして、これはまさに夏休み前には工期をとりたいなということで、そのような形にしました。本来であれば、大体指名競争入札であっても、1件当たり3週間程度かかります。1件終わって、また入札、3週間とやりますと、大体12週間かかります。そうしますと、8月に最後の方は入っちゃうのかなと。これではまずいだろうということで、1日4件の入札をして、なるべく早くやりたいということで実施をさせていただいたところでございます。

それから、1校不調になったということでございまして、鶴巻小ですけれども、原因というのはこの前も申し上げましたとおり、我々の方ではちょっと分からないわけですが、とにかくこれも何とか夏休み前に間に合わせたいなということで、この6月28日に再度入札をやり直すということで、今、準備を進めているところでございます。

それから、札の関係は、ちょっとお待ちになってください。

これは最低価格業者だけでよろしいでしょうか。13社全部。

（発言する人あり）

○財政課長（平野哲也） 一番安いところを示した業者が、1回目が1億9,300万円、2回目が1億8,000万円ということでございます。

- 委員長（林 一雄） 木内委員。
- 委員（木内欽市） 1回目も2回目も同じ業者ですか、最低は。
- 委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

- 財政課長（平野哲也） 同じ業者でございます。
- 委員長（林 一雄） 木内委員。
- 委員（木内欽市） 結局、地元業者育成ということで、せっかく地元業者を指定しても、落札がないということであれば、やはり先ほど向後委員がおっしゃったように、一般競争入札はもうやむを得ないんじゃないかなと思います。それと、やはり工事を出すことが多過ぎているんじゃないでしょうか。ですから、旭市は今建設業界においてバブルだと、こういったような状況であるから、業者も、これは分かりませんよ。仕事がもういっぱいあるから、とらなくてもいいよというふうにも、私らはちょっと素人目に感じるんですよ。仕事を出し過ぎちゃったんじゃないでしょうか。それに対して、もう業者が地元業者だとか限られちゃっていますから、そういった面もあるんじゃないかなと、ちょっと素朴な質問ですが、よろしくをお願いします。
- 委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

庶務課長。

- 庶務課長（浪川敏夫） それでは、お答え申し上げます。

これは本会議でも申し上げましたとおり、本市には20校の小・中学校がございまして、7校が耐震化されているという学校、それ以外の13校につきましては、今後耐震化を進めるという考えでおりまして、実は地震防災対策特別措置法という法律の、附則でございすけれども、それで、平成22年度までが通常だと3分の1の補助を2分の1でできるという特例がございまして、これを有利に活用するのも一つの手かなということもございます。

一方で、耐震の診断を既に終えていたという本市の事情もございまして、有利なそういった補助制度も使えるということ。それと、これは要するに児童・生徒の勉学の環境を早く整えるということが一番の目標でございまして、有利な資金と早く環境を整えるという本市の目的を達成するために、平成23年度、基本計画の前期基本計画の中で、すべての学校について耐震やら大規模改造やら改築を終えたい、そのように考えております。

以上でございます。

- 委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 何でこういうことを聞くかというと、たまたま議会の一般質問が終わった6月19日の千葉日報の記事に、「高落札率に疑問の声、旭市議会、小・中学校耐震工事」と、結構大きく載っちゃうんですよ。それとあと、やはりこれ文教の所管である広域ごみ処理施設、これセットで載せられちゃって、私は、文教はもう教育一筋、文教ばかりやってきたのであれかなと思ったら、こういうのも文教の所管になっちゃうんであれなんです、この高落札率、これはやはりこれだけ見ちゃうと一般の人は何だということになるけれども、実際は、恐らく設計価格から値段を切っていると思うんですよ、何千万か。ですから、それを私らはもうそういうのは分かりますから、直接市民に聞かれれば、それは実際に何%か切っているから、これは99.9でも決して高くないんだよと、こういう説明はできますよ、聞かれれば。ですから、何で新聞にこういう具合に書かれちゃうのかなと思うんですが、これやはり困りますよね。

実際は何%切っているかは言えないでしょうけれども、当初、一番最初の値段なんですか、それで出せば、これは90%とか80%台に落ちているわけでしょう。そういう具合にはできないんでしょうか。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 設計額、予定価格が公表できれば、そういった疑念というのは確かなくなってくるのかなということは考えております。ただ、よその例も議会の中でも出ましたように、設計価格なり予定価格を公表しちゃいますと、やはりそこで高止まりをしてしまう、くじ引きになるというのが考えられます。

実際には、木内議員のご指摘とおり、今回の工事でも、金額を私は言えないのがつらいんですけども、1本当たりでも1,000数百万、それから大きいと、全部合わせると数千万、これは予定価格を下げてございます。そういった中で、その下で99%あるいは98%と、そういう形になっているわけですから、これは例えば価格をもっとどんどん下げれば下げるほどきつくなるのかもしれませんが、むしろ予定価格を下げることで、もっときつくなってしまうという事例がありますので、このままどこが限界かというのはあるんですけども、我々としては、少しでも業者さんには努力していただいて安くやりたいなということで、現在の時点ではそういう設定をしているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○委員長（林 一雄） ほかに質疑はございませんでしょうか。

林委員。

- 委員（林 正一郎） あまり入札に関しては、私も質問は町の議会のときから口出しは一切しなかったんですけれども、今回、ちょっと私が危惧するのが1点あるんですよ。これはなぜかという、ちょっと旭市の建設業界、あらゆる業界から設計士からもちっとお話を聞いたんですけれども、旭はバブルだなということで、工事が多過ぎると。実質工事が多過ぎるので、結果的には入札不調と。これは千葉県でも珍しいじゃないかということを言われておるわけですが、よそは閑古鳥が鳴いているということでございます。旭市はたまたま合併して、いい利点だなということで私も思っているんですが、まち交から合併特例債いろいろ使えますから、こういった予算が豊富にあるから、工事が多くなったということでございます。これは第一義的にいえば、すばらしい利点だと、私はそういうふうに思っています。

そういった中で、工事の指名競争入札も私は構わないと思いますが、地元地元と、旭市には地元業者といたら何軒もないわけです。だから、この東総地域管内と、この旭市の場合には銚子地区の建設組合だと思うんです。匝瑳市はまだ匝瑳市で別にあるんですよ。だから、匝瑳市も向こうの組合も入れて、これも地元業者ということでやれば何とか、職人が間に合わないというのが今の実情だそうでございます。建設業界と設計士さんに私なりに情報をとって聞きますと、職人が間に合わないから成田の方から引っ張ってくる、いやどこから引っ張ってくるというのが実情と。要するに工事が多過ぎると。そして、その割に高い。県の方も積算が昔と違いまして積算価格を非常に下げているというのが実情です。そうしますと、あまりたいてやるともうからないというのが実情で、まして増改築というのは、特にもうからないそうです。分からないわけですから。設計屋も分からないけれども、建設屋はなお分からないというところで、あまりもうからないというのが実情だそうでございます。

私の懇意にしている設計屋さんがおりますので、当時からライオンズクラブの時代からの設計屋さんが2社ございます。飯島設計と網中設計、名前出しますけれども、あまりもうからないそうです、正直なことを言って。私は建設屋の肩を持つわけではございませんが、そういった中で、一番危惧するのはちょっと工事が多過ぎる。だから、職人さんを確保するのが大変だというのが実情です。だから不調に終わるんだということを申し上げておりました。そういった情報がございます。

そこで、私一番危惧するのが、工事を的確にさせていただけるように、課長には指導してもらわないと困る。たまたま課長は専門屋じゃないので、まだ旭市も私は飯岡時代から、専門

の技術屋を町長、職員に入れないとまずいよと、工事があれだから、ちょっとまずいよということを言ってきたんですが、飯岡の場合には何人かは土木の技術屋さんは入っております。課長さん方、大変失礼ですが技術屋ではございませんので、その点、しっかりと監督していただきたいなと、こう思います。

それと、私があと入札、千葉日報に出ておった高落札率という、これが大体昔だったら予定価格10%くらい切ったと思うんですよ。町辺りでは10から12くらい切ったときもあらうかと思いますが、今は、恐らく五・六%しか切らないだろうと思います。昔と違って、設定価格も意外と辛くなったそうです、聞いてみますと。だからここで、実際には高落札率ということになるだろうと、私はそう思っておりますが、そういった点で、最も注意しなければならないのは、こういった不調に終えた業者は、やはり指名しないことです。またその業者を指名してまたやっとなと、また同じ結果になりますから、その点は課長さん方がやはり自分も技術屋じゃないから、やはりその点はちょっと勉強不足のところが否めないじゃないかなと私は思いますので、その点をしっかりとこれから、課長、ひとつ勉強していただいて、いろいろな情報を網羅して、しっかりと監督していただきたい。私はこれは要望でございますので、答弁はいりませんから、どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ほかに。

木内委員。

○委員（木内欽市） 今の林委員と関連して同じようなことですが、やはり不調に終わったその工事、そのぐらいの毅然とした態度で、当然最低価格の人と交渉はしたんでしょうけれども、それでも仕事はしてもらえなかったということです。言葉が悪ければ、ばかにされていると、なめられていると、そういう見方もできるわけなので、ひとつその辺は、そういう、この委員会議事録にも載るでしょうけれども、議員からもこういう質問が相次いだということで、強くお願いしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） ですから、何で随契できなかったのか。

○委員長（林 一雄） 木内委員の質疑に対し、答弁を求めます。

財政課長。

○財政課長（平野哲也） 先ほど言いましたように、2回の札入れ、2回の入札を行って、予

定価格に入らなかったということで、実はその後、随意契約の交渉を確かにいたしました。
やはり、まだちょっと金額が我々の予定価格と離れ過ぎているということで、さらにまた猶予を置いて、もう一回見積書を出してくれということで、2回やりました。それで入らないということで、今回はあきらめたわけですが、それでだいぶ近づいてはきたんですけども、もうそれ以上3回、4回というのもできないということで、今回は不調にさせていただきましたという経過でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

向後委員。

○委員（向後悦世） 何かいろいろ話を聞いていると、入札関連で結構市の方もなめられているような経緯があるので、なるべく早く一般競争入札を用いて、なめられないような体質に改善してください。ひとつよろしくお願いします。

答弁はいりません、要望でございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、議案第8号の質疑を終わります。

続きまして、議案第9号について、庶務課より補足して説明がありましたらお願いをいたします。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、議案第9号について補足説明を申し上げます。

本案は、滝郷小学校校舎の大規模改造工事でございます。その内容につきましては、1,232平方メートルの耐震補強並びに2,417平方メートルの大規模改造をするものでございまして、内容につきましては耐震補強工事、屋根防水工事、外壁、内装、サッシュ、設備等の改修工事とアスベストの撤去工事を行うものでございます。

なお、本建物につきましては、昭和39年、43年、45年、58年の建物でございます。

以上でございます。

それと、先ほど中央小学校の防水工事でございますけれども、林委員からのご質問、平成7年度に防水工事を実施しているようでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 庶務課の説明は終わりました。

議案第9号について、質疑がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

- 委員長(林 一雄) 特にないようですので、議案第9号の質疑を終わります。

以上で付託議案についての質疑は終わりました。

議案の採決

- 委員長(林 一雄) これより討論を省略し、議案の採決を行います。

議案第2号、旭市重度心身障害者医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

議案第3号、旭市予防接種健康被害調査委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(林 一雄) 全員賛成。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

議案第8号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(林 一雄) 賛成多数。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号、工事請負契約の締結について、賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

- 委員長(林 一雄) 賛成多数。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、これにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(林 一雄) ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

所管事項の報告

- 委員長(林 一雄) 次に、所管事項の報告に入ります。

報告がある所管は、随時報告をしてください。

社会福祉課長。

- 社会福祉課長(在田 豊) それでは、きょうお配りをさせていただいております指定管理者制度によります干潟保育所の公募は6月1日から始まっておりますので、その関係で若干のご説明をさせていただきたいと思います。

まず、そこにもございますが、指定期間につきましては平成20年4月、来年の4月から5年間ということで、平成25年3月31日までということでございます。

それで、応募の資格でございますけれども、優良な事業者を確保するために、公募の範囲は千葉県内だけにとどまることなく、東京都、茨城県、埼玉県、それらの県からも広く募集をさせていただきます。

それから、その中でも現在認可の幼稚園、それから保育園を経営しておって、実績のある事業所に応募してもらうようにしております。

それから、募集の要綱・仕様書につきましては、現在の市立保育所の保育水準をきちっと確保するということは、これは当たり前のことなんです、さらに保育の質を向上できる、そういう事業者を選ぶということをその中で記載をいたしました。それから、もちろん经营理念ですとか、公共性、公益性、そういうような内容につきましても、十分配慮をしていきたいと思います。

それから、今まで一番私も説明会をやってきた中で、保護者の皆様方から要望が多かった保育サービスの部分では、休日保育というものを実施してほしいということを盛んに要望を受けておりましたので、土日というわけにはいきませんので、とりあえず土曜日から、午後5時半まで休日に保育を実施するという、そういう内容も盛り込んだところでございます。

そして、この候補者を7月2日まで募集を行いまして、その後、8月末には候補者を選定

委員会のもとで決定をし、9月の議会でご承認をいただきましたら最終決定ということとさせていただきます。

現在の応募の状況でございますが、まだ正式に申請書は、もう若干時間がございますので上がってきておりませんけれども、この市内、それから近隣、それらの保育所、幼稚園の経営者の皆さんは、これらの制度にだいぶ関心を持っていらっしゃいますが、改めまして6月4日、ホームページに載せて間もなくの時ですが、市内の保育所6か所と、それから幼稚園4か所に説明にお伺いをしました。そのうち、保育園からの関心というものはほとんど見られませんでした。幼稚園を運営されている経営者の方から、関心が寄せられておるところでございます。それで、市外の事業所からも何件か問い合わせをいただいておりますので、来週には正式な申し込みが出そろってくるというふうに予定をしております。

そしてまた、きょうの朝日新聞で千葉版に記事がございましたが、県から保育所が、これは民間の保育所なんです、改善指導を求められるというような記事も載っておりましたので、今回の場合、そのようなことがあってはならないわけですので、そういう業者を選定することのないよう、保護者の皆さんから信頼をいただけるような事業所を選定していくという予定で進めたいと思いますので、よろしく願いしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

ほかに。

庶務課長。

○庶務課長（浪川敏夫） それでは、現在実施しております小・中学校の地震補強事業等の進捗状況等につきましてご報告申し上げます。

小・中学校の地震補強事業等の進捗状況については、現在実施している学校、本年1月に契約し着工しました飯岡小学校校舎及び干潟中学校校舎におきまして、地震補強改修工事に併せて大規模改造工事を実施しているところでございまして、その進捗率は飯岡小学校校舎がおおむね19%程度、干潟中学校校舎が38%でございます。また、本年3月に契約し着工しました干潟小学校校舎、共和小学校校舎及び屋内運動場並びに豊畑小学校校舎につきましては、地震補強改修工事に併せて大規模改造工事を実施しているところでございますけれども、進捗率につきましては、干潟小学校校舎が7%程度、共和小学校校舎が20%程度、そして共和小学校は屋内運動場もでございますけれども、校舎の改造に合わせまして、児童が屋内運動場で現在勉強をしておりますので、そちらはまだ着工できていない状況でございます。校舎

が終わり次第やる予定になっております。それで、豊畑小学校の校舎は30%程度進んでおります。

また、今回工事請負契約の締結についてお願いしております中央小学校校舎及び滝郷小学校校舎でございますけれども、地震補強改修工事に併せて大規模改造工事を実施してまいるところでございます。

議決案件でございせんけれども、第一中学校の校舎の耐震改修工事については、先月の31日に工事請負契約を締結したところでございます。

なお、鶴巻小学校校舎の大規模改造工事につきましては、先ほど来話題になっておりますとおり、入札が不調となりましたので設計を見直しまして、早急に着工できるような手続きをとりたいということでございます。

豊畑小学校屋内運動場で大規模改造工事については、9月議会に補正をお願いして着工したい、このように考えております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 保険年金課長。

○保険年金課長（増田富雄） それでは、保険年金課よりご報告申し上げます。

お配りしてございます「平成20年4月から新しい高齢者の医療制度（後期高齢者医療制度）が始まります」というパンフレットをご覧ください。

それでは、後期高齢者医療制度についてご説明申し上げます。

平成18年6月に国会で議決されました高齢者の医療の確保に関する法律によりまして、新たな後期高齢者医療制度が創設され、その運営は各都道府県単位の広域連合が実施することになりました。千葉県においても、ことし1月1日に千葉県後期高齢者医療広域連合が設置され、平成20年4月のスタートに向け、準備を進めているところでございます。

1枚めくっていただきまして、「後期高齢者医療制度とは」と書いてあるページをご覧ください。

後期高齢者医療制度に該当する方は、75歳以上または65歳以上で、一定の障害のある方となっております。市町村の主な役割といたしましては、保険料の徴収事務と申請や届け出の受け付け、保険証の引き渡しなどの窓口業務を市町村が行い、財政運営は広域連合が実施することとなり、保険給付、審査、支払い、保険料の決定、賦課などが広域連合の役割となっております。

現在の老人保健制度と何が変わるかを申し上げますと、上から2番目に「保険料の負担は

どうなる」というところがございしますが、ここの部分が違いと言えます。75歳以上の高齢者は、現在加入しております国民健康保険、社会保険などの医療制度から、この新しい高齢者医療制度の被保険者となります。国保税や社会保険料は納めなくてもよくなりますが、代わりまして高齢者医療制度の保険料を納めることになります。

それでは、もう一度中をお開きください。

「被保険者」と書いてある部分につきましては、今までの説明で重複しておりますので省かせていただきます。

隣の「保険料」についてご説明申し上げます。

後期高齢者の医療にかかる費用のうち、窓口負担を除いた分を、公費が5割を負担し、割合としましては国が12分の4、県が12分の1、市町村が12分の1、現役世代からの支援、これは国保あるいは被用者保険からでございますけれども4割、残りの1割を高齢者自らが保険料として納めていただくということでございます。

それでは、保険料でございますが、算定につきましては、被保険者全員が頭割りで負担する均等割と所得に応じて負担する所得割の合計となり、その割合は50対50となります。また、世帯の所得に応じた軽減措置があり、その軽減割合も7割、5割、2割の3段階となっております。

保険料の額につきましては、今後、千葉県後期高齢者医療広域連合で議会の議決を経て決定されるものでありますが、全国平均の試算額では、均等割が月約3,100円、所得割が月約3,100円で、合わせて月6,200円、年にして7万4,000円の保険料負担となると試算されております。また、この保険料の一番下の方に書いてございますけれども、例えば年金しかいただいていない方、例えば国民年金の満額で79万円の方ですが、その方につきましては、先ほど申し上げました軽減割合7割が適用され、そうしますと月900円というような形で試算されております。

続きまして、保険料は原則として広域連合の区域内で均一となるものでございますけれども、1人当たりの老人医療費が広域連合内の老人医療費の平均に対しまして、一定割合以上低い市町村に対しては、不均一な保険料が設定できるとしてあります。これは、今後決定されるものでございます。

次に、保険料の納付方法でございますが、年額18万円以上の年金を受け取っている方は、年金から保険料が天引きされ、それ以外の方は普通徴収となるものでございます。また、特別な理由なく保険料の滞納があった場合は、短期証、滞納が1年以上続いた場合は資格証明

書が交付されます。これについても、今後広域連合で決定されるものでございます。

なお、資格証明書等の交付は、現在対象外となっている老人保健医療受給者も対象になるというところが、今の老人保健制度と違う部分でございます。

次の「後期高齢者医療制度で受けられる給付」でございますが、これまでの老人保健制度と変わりなく、同様の給付が受けられるということでございます。

最後のページになりますが、65歳から74歳までのいわゆる前期高齢者につきまして、退職者が国保に大量に加入するということで、この医療費の負担に不均衡が生じているということで、平成20年度より各制度間の財政調整を行うということでございます。

最後のところでございますけれども、次の70歳から74歳までの方の医療機関窓口での自己負担割合でございますけれども、現在、一般の人は1割、現役並み所得のある人は3割負担となっておりますが、平成20年度より一般の人の自己負担割合が1割から2割に変更になるということでございます。

なお、このパンフレットにつきましては、今後7月に入りまして、区長さんを通じて住民の方に配布する予定でございます。

なお、広報8月号においても、この要約版を掲載する予定であります。

続きまして、資料はございませんが、国会等でだいぶ問題になっております年金記録問題に関しまして、ご報告申し上げます。

国民年金の被保険者名簿の市町村の保管状況についてということで、新聞あるいはテレビ等で報道されたところでございますけれども、全国で191市町村が被保険者名簿につきましては廃棄して保管していないという調査結果が出されましたけれども、幸いに旭市につきましては保管してございます。この6月19日からちょっと実施しておるんですけれども、住民からの問い合わせ等で被保険者名簿のいわゆる年金の記録が掲載してあるものでございますけれども、これについて無料交付を始めておるところでございます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ほかに。

高齢者福祉課長。

○高齢者福祉課長（横山秀喜） 私の方から、同じくテレビ、新聞等にぎわせております株式会社コムスの不正行為に関する件についてご報告申し上げます。

全国でコムスの事業所というのは2,081事業所あります。そのうち千葉県内の事業所数が、県が指定したものが81事業所、それから市町村主体が8事業所ということで、千葉県

内では89の事業所があります。旭市内の事業所数ですが、幸いゼロということで、ありません。ただ、利用者が旭市民で介護保険法による利用者が1名、これは利用の状況ですが、福祉用具の貸与ということで、車いす、特殊寝台等を利用しているということです。それから、障害者自立支援法の方で1人、やはりございまして、これは外出支援サービスを利用しているということでございます。

県の方からの指導等がありまして、利用者に不安を与えないような対応に万全を尽くしていただきたいといったような指導がありまして、旭市の場合、デイサービスの利用ですとか老人ホームの利用というような形態ではございませんので、問題なく事業所が変わってもスムーズに対応できるというふうに考えています。

以上、ご報告申し上げます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

報告は途中でございますが、ここで11時15分まで休憩といたします。

休憩 午前 11時 5分

再開 午前 11時 15分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き所管事項の報告を行います。

生涯学習課長。

○生涯学習課長（花香寛源） 生涯学習課からご報告いたします。

千葉国体旭市準備委員会の関係を1点報告します。

5月15日に第1回の常任委員会を開催いたしました。案件につきましては、平成19年度の事業計画及び予算、それから専門委員会の設置及び構成等です。それから来月、7月18日ころになるかと思いますが、第65回国体の千葉県開催が正式に決定する見込みであります。このことから、8月21日には第2回の総会を開催を予定し、準備委員会から実行委員会へ移行することについての協議を行ったものであります。これらの案件につきましては、出席委員全員の承認を得たところであります。

また、先ほどの専門委員会につきましては、国体開催に係る基本計画策定のため、7月下旬に会議を予定をしております。

それから、千葉県準備委員会関係では、国体開催後に行われます全国障害者スポーツ大会について、4月5日に会場の決定がなされました。旭市では、当初障害者の卓球競技を開催することで話が進められておりましたが、総合開会式が行われます千葉市での開催となりました。

なお、それから実行委員会設置後につきましては、市役所庁内に国体旭市市内推進委員会の設置を予定しておりまして、今後、実行委員会と併せて国体開催準備を進めていく予定であります。

以上であります。

○委員長（林 一雄） ほかに報告はございますでしょうか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

所管事項の報告でございますが、何かお聞きになりたいことがありましたら、お願いをいたします。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもご苦労さまです。社会福祉課長にちょっと聞きたいんですけれども、干潟保育所の指定管理者募集、これはいいことですよね。今、保育所の滞納、どのくらいあるかどうか、ちょっと教えてもらいたいです。

○委員長（林 一雄） 社会福祉課長。

○社会福祉課長（在田 豊） それでは、保育所の滞納状況につきましてご報告をさせていただきます。

平成18年度分の徴収状況を申し上げますと、調定額そのものは4億3,691万3,300円でございます。この調定額に対しまして、徴収済額でございますが、4億3,377万2,780円でございます。徴収率そのものは99.3%ということになっておりますが、残りのコンマ7%分でございますが、314万6,520円、これが平成18年度分の滞納額ということになっております。この額に対しまして、児童数で申し上げますと49名、それから保護者の数ですと40名ということでございます。

そして、次に過年度分の平成17年度までの状況を申し上げますと、過年度分としまして、調定額が774万7,180円でございます。それに対しまして、徴収済額が459万3,330円でございます。これらの徴収率は59.3%ということでございまして、過年度分で差し引きをいたしますと315万3,850円、これが未納になっております。児童数では55名、保護者の数で申し上げ

ますと41名ということでございます。

それで、平成18年度分と過年度分合計いたしますと764万8,850円、これが今現在の未納額ということでございます。それで、昨年もほぼ同額の保育料の未納がございましたが、昨年に比べまして、数字は小さいですが、若干改善の状況が見られております。

そして、この2年間ほど平成17年、18年、この辺から未納額が極めて多くなっている状況が見受けられます。これも一般的に言われますように所得格差、経済的なそういう格差がそういう要因となっているのかなということが推察できるところでございます。

こういう状況だからこそ、保育班におきましては、昨年、今年、未納者に対しまして督促の文書はもちろんです、電話、自宅訪問、それから保育所長から納入依頼をしてもらう。そして、長期の滞納者の呼び出し、そしてまた児童手当、これらを窓口支払いにしてもらいまして、それらの児童手当と相殺させていただくと。そしてまた、一括納付ができない場合においては、分割で納付をしていただくなどの対策を講じ、未納者ゼロになるようにこれからも取り組んでまいりたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 景山委員。

○委員（景山岩三郎） どうもありがとうございます。

課長、思うけれども、払わない人ほど立派な車に乗っているんだよ。本当に、ひとつその辺不公平になるから、理不尽なお父さん、お母さんが多くなってきたから、ひとつ気を引き締めて対応してください。

それと、あと教育委員会の方にちょっとすみませんけれども、議会なんかがちょっと早い時に、各学校の通学路をちょっと見にいっているんですけども、だいぶ雑草が多くなってきて、あれではちょっと子どもらが危ないかなと思っています。それをまたひとつよろしく、草取りの方をお願いいたします。

何か雑草の多いところは犯罪が多いというから、調べたけれども、奈良県が一番多いそうです。雑草が多くて犯罪が。特に今も言ったけれども、理不尽でノークラッチが多いから、事故があつたらしやうがないから、ひとつ草取りの方をよろしくをお願いいたします。

以上です。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

木内委員。

○委員（木内欽市） それでは、環境課の方にちょっとお尋ねをしたいと思います。

ごみ処理広域化計画のときにお聞きしたんですが、焼却場をつくる場合には、埋め立て処分場はこの旭にはつくらないというようなことを伺いました。焼却をしたときに、現在は焼却灰を干潟の処分場に、櫻井ですか、しているようでございますが、今旭の場合には平成15年が70トンと書いてありますが、この何割ぐらいが焼却灰になるんでしょうか。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それでは、焼却灰の関係、お答えいたしたいと思います。

平成18年度の関係でお答えいたします。ごみ焼却施設、クリーンセンターで焼却しているのが、約2万1,500トンです。そのうち最終処分場の方に持っていく焼却灰としては2,223トンほどでございます。ですから、約1割ではないですけども、0.8か0.9ぐらいのものを焼却灰として最終処分場の方で処分しております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） これが、櫻井でしたっけ、行くのがこの量で、そのほかにもどこかに行くと聞いていましたが、それはこの中に入っているんですか。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 一部といいますか、リサイクル用としてエコセメント、これは民間の業者の方ですけども、リサイクル用として焼却灰の方を処分しております。量としましては、平成18年度ですけども、423トンでございます。リサイクルするには、ある程度灰としても使えるものという形になりますので、一応これぐらいの量になってしまいます。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） その後、この焼却場の進展はどのくらいになったんでしょうか。議会の一般質問から何日もたっていませんが、何かありましたでしょうか。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 焼却場については、議会の方で答弁したのと特に大きな進展はないんですけども、内部的に環境課内で話しておりまして、一部といいますか、一般質問でも答えましたですけども、最終処分場の方には火災等で廃材となったといいますか、材木等を直に搬送しているんですけども、その部分なんかを裁断するようなものがあれば、その量だけでも結構焼却できて、最終処分場の方に持っていくのが少なくなるという形のものが当然ありますので、今、量的には材木としては370トンほど年間最終処分場の方に持ってい

くんですけれども、それを処分することによって、場所等も廃材等の場合はかさばりますので、それを灰にすれば量的にも結構違ってくるのかなと、そんな状況でございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 聞きたいのは、やはり先ほども言いましたが、6月19日ですか、旭の建設候補地周辺10区が、今度反対連絡協議会が発足だと。だんだんこういう反対の輪が広がってきて、ですからその関係で、今言ったように今後、焼却場をもしも旭市でない、よそでやった場合には、最終処分場を当然この旭市か、銚子市が受けた場合には匝瑳市か旭市、逆に匝瑳市が受けた場合には焼却場のないところがつくることでしょうか、そういった関連もありますので、その後、広域ごみの処理施設に対しての何か近隣との話は持ったのか、持つ予定なのか、そういうことです。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 見当違いなことを申しまして、すみませんでした。

東総広域の方でのこの関係といいますか、広域ごみ処理関係、議会後、担当者が29日に集まります。その時の中で第2回の内容、それから、現在反対陳情の関係、今後の関係等も事務局内で話し合いまして、最終的には首長さん方の会議が7月中旬かそのぐらいにやるのではないかなと思うんですけれども、その中でどうするかという形の話が出てくるのかなと。状況としては、そんな感じでございます。

○委員長（林 一雄） 木内委員。

○委員（木内欽市） 7月の中旬ぐらいに首長同士ということになると、市としては、8月ぐらいには結論を出すようなことをちょっと答弁で聞いたような気がするんですが、ちょっと8月では答えが出ないんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか、この辺。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 首長会議の中での話し合いがどんなふうになるかということで、また変わってくるので、その中で結論を、一応市長は8月までには結論を出すというような答弁をしていましたので、首長会議はそう何回も多分やらないと思いますので、7月か、それから、もしまたあれでしたら最終的には8月にもう一回やるのか、ちょっとその関係は分かりませんが、取りあえずは7月中旬ごろに首長さんが集まるというような話を聞いております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

- 委員（林 正一郎） 関連でございますが、千葉日報をちょっと私も見ておったんですが、大変な反対運動の看板が、ちらほら国道等で、いろいろな場所で見られるようになったわけです。それで課長、住民説明会、代表者でもいいですから、旭市のバスで、やはり先進地の視察というものの計画性はどうなっているんですか。

私がたまたま議長をやったときに、山武郡市に見にいったんです。あそこは立地条件として山武杉の真ん中で、道路をつくって、それでやったということを聞いておりましたが、今回は私も本当に町中でどうかなと、計画をした時にどうして網をかけなかったのかなと、そういうふうに私はちょっと行政の方の手落ちがあったのかなと、こういうふうに私は今現在思っております。

きのうもちょっとあの辺に用事がありまして行ったら、やはり大きな大型店舗がどんどん来ちゃって、それで周りは住宅地ということになってしまったので、ちょっと計画した当時とは一変したなという感触を強く受けたもので、都会でも、どこかでああいった環境、似たような環境のところに、やはり視察に、この反対している10区ですか、その地域住民の皆さんを連れて行って、それで現地を見ていただくということが、どのような計画がなされておるのかお尋ねいたします。

- 委員長（林 一雄） 環境課長。

- 環境課長（平野修司） 住民説明の関係ですけれども、一応6月1日の文教の委員会、それから、6月13日の全員協議会の中でもそういう話が出ておりましたので、事務局となっております東総地区の広域市町村圏事務組合の方には、そういう意見があるよという形でお話しております。

あと、参加される方々の扱いでございますけれども、とりあえず周辺地域のみならず、関係の方があれば、市のバスなり、向こうでも2回ほどの予算的なものは持っているというお話ですので、その中で場所等、見学等を考えていきたいと思っております。

- 委員長（林 一雄） 林委員。

- 委員（林 正一郎） 私は、答弁を聞いていると、ぬるま湯だなという感触を受けるんですが、広域市町村圏の問題だということではなく、私は、これは旭市のやはり問題だということを頭の中でしっかりととらえないといけないじゃないかと、私はそう思う。だから、早急にそういった具体策を練って、協議していくというのが一番望ましいではないかなと。それで、市の環境課の予算で、大した予算じゃないと思うんです。自分のバスを使って行くんですから、そういったことで、昔、飯岡でも火力発電所を持ってこようということで、嶋田新治郎

町長の時代に1,000万円くらい予算を組んで、ばんばんばん毎日のように福島まで見に行った経緯がございますが、ああいったバブルみたいなことをしなくてもいいわけですから、そういった計画を練って、本当に住民に説明をして、どうしても納得いかないということになれば、これはやはり広域市町村圏の中で市長が会長をやっておりますから、やはり考えていただくということ以外ないと思うんです。

あなたの答弁だと、やる気が全然ないと、私は今腹立たしく感じました。もう少し、やはり行政マンとして、市民の公僕として真剣に、これだけの反対者があるわけですから、真剣にやはり対応していただきたい、早急にやっていただきたい。また、それがあえては執行部を支えるためのあなたの責任ではないかなと、私は思います。どうですか、あなたのお考えを再度ご答弁願います。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） それらを含めて至急にといいますか、反対の協議会みたいなものを作られているみたいですから、その方々と話し合ってやっていきたいと思っております。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私は、早急にローテーションを組んで、先進地の視察と、やはり似たような、今の旭市のあそこでやるんだということを想定して、あれに似たような施設を見て歩く。それで地域住民の反対者の住民が、ああなるほどなと、我々の旭市の今の候補地よりももっと住宅密集地であっても、これだけの事業が行われておる、心配ないんだなということを、やはり認識していただく。それもだめなら、これはやむを得ない。広域市町村圏で再度議論をしていただいて、第2の候補地を選定していただくというのが最も望ましいと私は思います。

それは、広域市町村圏だけでなく、あなたの環境課長としてのやはり責務だと私は思いますよ。もう少ししっかりと、前向きの姿勢で仕事に取り組んでいただきたい。再度のあなたの決意をご答弁願います。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） そういう気持ちでやっていきたいと思っています。私の方の仕事の関連も当然ありますので、まず、地区民の方に理解を得なければ、このままでは進みませんので、そういう形でやっていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ほかにございますか。

林委員。

○委員（林 正一郎） あまり質問したくないのですが、やはり答弁がどうしても前向きじゃない、役人の答弁だと、私はそのように感じますので、ついでに何でございませうが、このクリーンセンターの事故の概要と改善についても、これらもやはり新聞で発表される前に、やはり議会、文教委員会に、または全員協議会の中で説明をする、報告をするのがあなたに課せられた責務だと思いますが、どうですか。お答え願います。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 事故の関係、委員さんの言われるとおりだと思います。報告が遅れて申し訳ございませんでした。そのように、これからは報告等をやっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） ほかにございませうか。

景山委員。

○委員（景山岩三郎） 課長、やっていきますじゃなくて、やります。

それで、関係の区でなくても、旭市全体の問題ですので、旭市の区長会、皆さん通知を出して、区長会だけでない、また関係のPTAでもいいんですよ。子どもの親だから、こういう施設ですよということを見てもらうためにも、グローバルに皆さんに見てもらって、説明して、そういう方法で、ひとつ早急をお願いいたします。

よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） はい、分かりました。そのような形で、また足りないところがあったら教えてください。今言われたような形で、取りあえず確認してやっていきたいと思っています。よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） 柴田委員。

○委員（柴田徹也） すみません、集中的にいじめられるようで申し訳ないんですけども、7月の中旬に首長会議で決めると言いますけれども、この会議が空論になっちゃうと思うんですよ。そこで、じゃあやはり旭にやってもらうべと言ったって、地元の皆さんがもうこれだけの反対が出ているわけですから、地元の皆さんがオーケーにならないと、結局そこで決まったところで、また延びるだけだと思うんです。旭に決まって、やってみたらやっぱりだめだった、じゃあほかだということになるんで、これはもうどんどん後追いになっていくので、今、そこでちょっと話していたんですけども、取りあえず何月何日にこういうところ、旭に参考になる場所をもう完全に選んで、何月何日にこういったところを見ていただきたい

と思いますということを、もう早急に案内を出して、そこに集まった人を連れて行って現場を見てもらう。ああなるほど、旭が町中に作ると言っていたけれども、ああなるほど、おらほうより何倍も都会だったと、そういったところにこれだけのうちの方の規模よりも大きい焼却場ができています。それで問題がないと、そういう所をやはり見てもらって、そしてその15日を迎えた方がいいじゃないかなと。

それでも間に合うかどうか分かりませんが、そういった行動を先に起こしていかないと、前向きに考えますと言っていると、7月15日に首長会議で決まって、またどんどんどんどん後送りになるということですから、どうぞその辺は思い切って勇気を持って、市長とも相談しながら前向きに、先に先に手を打っていく。決してこれは今、先に手を打ったからといって早いわけじゃなくて、この話が起きている時に、もう既にやるべきだった話であって、ここまで来ちゃっています。きょう辺りもだいぶ反対の看板を立てている方がいらっしまったようでございますから、もうこれ早急にやるべきだと思います。よろしく。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） これが終わりましたら市長、あるいはそのようなお話を伝えてやっていきたいというふうに思っています。

○委員長（林 一雄） ほかに。

向後委員。

○委員（向後悦世） ごみ処理施設が稼動した場合に、銚子市からのごみ運搬車の台数と、匝瑳市からのごみ運搬車の台数がおおむね何台ずつ旭市に入ってくるか、ちょっとお知らせいただければありがたいと思います。

○委員長（林 一雄） 環境課長。

○環境課長（平野修司） 台数の方は、まだ詳細なあれは分かりませんので、調べて後でという形に。東総広域の方でそのような資料を持っているかどうかちょっと分かりませんので、確認したいと思います。

○委員長（林 一雄） 向後委員。

○委員（向後悦世） 分かりました。じゃ後で資料がそろい次第、配布していただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○委員長（林 一雄） ほかにございますか。

（発言する人なし）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、以上で所管の報告を終わります。

請願の審査

- 委員長（林 一雄） 次に、請願 3 件の審査を行います。

教育委員会以外は退席をしてください。ご苦労さまでございました。

しばらく休憩いたします。委員の皆さんはそのままお待ちください。

休憩 午前 11 時 45 分

再開 午前 11 時 46 分

- 委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

去る 6 月 13 日、本会議におきまして本委員会に付託されました請願は、請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願、請願第 2 号、「国における平成 20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第 3 号、「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」採択に関する請願の 3 件であります。

初めに、請願第 1 号について審査に入ります。

請願第 1 号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたら、お願いをいたします。

神子議員。

- 紹介議員（神子 功） 委員会の後、請願審査ということで大変ご苦労さまでございます。

請願の受理番号 1、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願書につきましては、お手元に配布されている内容でございますが、これは昨年も同時期に議論をしていただいて、意見書採択の後に旭市から意見書が出ておるといような状況でございます。

請願の趣旨に書いてありますけれども、これは既にご案内のように、義務教育費国庫負担制度につきましては、歴史的に見ますと、この制度がない時代には教職員の給与の遅配が生じてみたり、寄附金の強制がされたことから、公立義務教育諸学校に勤務する県費の負担教職員の給与については、国が 2 分の 1 を負担するということが発足されて今日に至っており

ますけれども、その間に国の財政が厳しいということから、1985年から教育費、旅費、共済費、恩給、こういった費用が一般財源化されておりまして、給与のみが現在残っている。その給与費のみが残っていることについても、三位一体改革の議論の末に、2005年11月にはこの見直しが行われまして、費用が2分の1から3分の1ということで、2006年からこれが実施をされているということになってございます。

そういったことを考えますと、歴史的から一般財源化がこれまで行われておりますので、この恒久的な措置というよりも、制度が見直されますと制度がなくなってしまうのではないかということが考えられるために、今回、そういったことが全廃されますと困ってしまうというようなことが、請願の趣旨が1つございます。

さらに、そういう観点から、必要不可欠でございますけれども、それら税源措置が県の方にいきますと、対応できる県と対応できない県があるということからしますと、いわゆる義務教育の根幹でもあります教育の機会均等、さらには水準の維持向上、こういった目的が達することができないのではないかなということが考えられるために、毎年同じようなことが意見書採択ということで、千葉県でも取り組みがされ、旭市でも議論をしていただいている、こういう内容でございます。

ちなみに、そこに請願趣旨のちょうど中段からやや下、これは前回は説明したと思いますが、仮にこの制度が廃止され、全額都道府県に税源移譲がされた場合に7都道府県を除いてということで書いてございますが、参考までにお話しいたしますと、この7都道府県というのは、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県。7というのは、今までは9ということでありましたけれども、7になっているのはちょっと把握しておりませんが、9都道府県というのは今お話ししたことでございます。

以上、参考までにお話し申し上げまして、どうか旭の議会でも十分議論していただきまして、意見書採択に向けて話をしていただきまして、意見書採択ができますようによろしくお願ひしたいと思います。

以上です。

○委員長（林 一雄） 神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課から参考意見がありましたら、お願いをいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） この件につきましては特にございませんので、よろしくお願いをしたいと思います。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

いかがでしょうか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） 今、神子紹介議員の方から説明がありましたとおり、これは毎回出されている請願でございまして、昨年も同じ6月の定例会に出ていると思います。同じくこの委員会で、やはり採択されている請願だと思います。特に問題はないんじゃないかと思います。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

林委員。

○委員（林 正一郎） 紹介議員が同僚議員ということでございますから、またあまり議論を申したくないのですが、毎年同じものが出ている。よその市町村はどうなのか、参考意見で学校教育課長、ご答弁願います。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） これにつきましては、すみません、正確にはつかんでおりませんが、各県内の市町村に同じように請願が出されているというように聞いております。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） あなたね、これもう議会で出ているんだから、ちゃんと調査して、あなたの学校教育課長として公正で公平な意見というものを述べていただかないと困りますよ。まして教育長もいるんだから。意見ございませんでは、大変失礼ですよ。ちゃんとよく調べてください。

○委員長（林 一雄） 教育長。

○教育長（米本弥栄子） それでは、神子議員からもございましたが、この義務教育費国庫負担制度の堅持に関するもの、これは2分の1から3分の1に、堅持されたと申しまして、3分の1に減らされているような現状でございしますので、それを堅持してもらいたいということで、再度、事によればこれも減らされるような可能性も出てくる、そういうような中でこれが再度出されておる状況でございしますので、よろしくお願いしたいと私どもは思っているところでございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 私もその点を危惧しておったんですが、2分の1が、これは赤ペンを私もやってあるんですが、委員長の方からちょっと勉強しておいてくれということで、タベ

一生懸命見ておったんです。2分の1が3分の1に縮減ということになっております。これは、この点に関しては私は賛成しなきゃいかんのかなと。

それと、やはり30人学級と40人学級の問題があるでしょう。これらをやはり学校教育課長としては、意見はございませんでなく、もっと懇切丁寧に説明するのがあなたに課せられた義務ですよ。答弁願います。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 申し訳ありませんでした。今、教育長からも話がありましたように、3分の1の国庫補助というところに削減されたところであります。それで、次の意見書のところにもあるんですけれども、財源がこういう形で削られておりますので、1学級の人数が少しでも少なくなるように、そのような方向で国の方でも予算をつけていただくような形のように、市の教育委員会としましても要望していきたいと、そのように考えているところでありますので、そういう意味も含めまして、この義務教育費の国庫負担制度を、3分の1ではありますけれども、ぜひこのままこれがさらに削減されることがないように堅持していただきたいと、このように考えているところであります。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、請願第1号の審査を終わります。

続いて、請願第2号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらば、お願いをいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 受理番号第2号、「国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願書につきまして、ご説明申し上げます。

請願の趣旨につきましては、これも内容的には昨年度と同じでございます。しかし、傾向的に状況をちょっと説明申し上げます。

お手元に資料としてお配りさせていただきたいことがございますので、委員長よろしいでしょうか。

○委員長（林 一雄） お願いいたします。

○紹介議員（神子 功） それでは、よろしくをお願いいたします。

（資料配布）

○紹介議員（神子 功） 請願の趣旨につきましては、お手元に配布の内容でございますが、

3分の1ぐらいのところに平成19年、2007年度の文部科学省の所管の一般会計予算というのが、前年比2.7%増ということになってございます。しかし、市町村が教育施策を進めるために必要不可欠な地方交付税交付金が削減されておりますというようなことで、以下の6つのことについて取り組みをお願いしますという内容になっておりますが、対前年度比2.7%増というふうになっている内容が、今お手元の資料で平成19年度文部科学省の予算の概要ということで、歳出予算というのが1にありますけれども、前年度と今年度、予定額が示されております。これが表に予算の構成ということで書かれております。これは文部科学省の一般会計では2.7%増ということで、前年度よりも増えておりますけれども、一方、もう1枚の同じような円グラフの中で、昨年度も説明させていただきましたが、平成18年度につきましては前年度、いわゆる平成17年度から見ますと10.7%減額されているという、そういった経過がございまして。今回は2.7%増ということになってございますけれども、これがそのまま推移をしていくと、やはり増減が当然考えられますので、今年は増になりましたけれども、さらに教育の内容を高めていただくということからして、今回この請願が出されたというふうに受け止めております。

したがって、1番から6番までの内容につきましても、1番については諸学校の学校職員の関係で定数改善ということを早期に策定するということから始まりまして、6項目まで書いてありますけれども、ぜひ意見書の採択をお願いしたいということで内容が書いてありますが、旭市といたしましても、昨年議論をいただきましたように、意見書の採択をお願いしたいという内容のものでございます。

以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

神子議員の説明は終わりました。

続いて、学校教育課から参考意見がありましたら、お願いをいたします。

学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） それでは、ただいまの説明につきまして、2点ほど参考意見を申し上げます。

1点目でございますけれども、1番のきめ細かな指導をするための教職員定数改善計画を早期に策定するということについてですが、文部科学省は、第7次の公立義務教育諸学校教職員定数改善計画、これは平成13年度から17年度に行われたものですが、において小・中学校における少人数指導及びきめ細かな指導のための教職員配置あるいは養護教諭の

複数配置、特殊教育諸学校の定数改善のために、5年間で2万6,000人の定数改善が実施されてきたところであります。引き続き平成18年度から第8次の公立義務教育諸学校教職員定数改善計画が実施される予定でありましたが、現在、凍結された状況であります。

続いて、2点目でございますけれども、2番の義務教育諸学校における学級編制基準についてですが、現在、小・中学校における学級編制の基準は1学級40人と定められておりますが、実施に当たりまして弾力的な運用が認められておりまして、千葉県においては本年度から小学校及び中学校の全学年において38人学級を実施しておるところでございます。

先ほどお話ししました第8次の定数改善計画では、小学校1年生に基本的な生活習慣や学習態度を身につけたり、不登校児童の対応を行うために副担任の配置、あるいは35人程度の少人数学級編制を行うことが可能となる教職員定数改善が盛り込まれておりますけれども、いわゆる学級編制基準の改定等は触れられておりません。

したがって、以上の2点をかんがみますと、できれば本請願を採択していただければありがたいと思っております。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） どうもありがとうございました。

それでは、審査をお願いいたします。

ございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、請願第2号の審査を終わります。

続いて、請願第3号について、紹介議員であります神子議員より説明がありましたらば、お願いをいたします。

神子議員。

○紹介議員（神子 功） 受理番号第3号、「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」採択に関する請願書につきましてご説明申し上げます。

これは、昨年議論をしていただきまして、意見書採択をしていただいた内容でございますが、内容的にはそれぞれ書いてございますけれども、基本的には県内の教育の充実、発展にとりまして、一律で地域手当をお願いしたいという内容でございますので、これも資料がございますので、配布させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（林 一雄） どうぞお願いします。

○紹介議員（神子 功） 一緒だということで、後ろの方にあるかと思っておりますので、よろし

くお願いいたします。

調整手当とはという紙面と、それから後ろに4の地域手当の支給地域支給割合ということで、それぞれ国の人事院勧告についてと、それから県内の状況ということで書いてございますので、参考にしていただきたいと思います。

調整手当の関係については、地域の拡大ということで1980年以降の内容、それから、2006年度の3月の支給割合、地域手当の内容についての説明と、それから、その支給地域、支給割合の2006年の国の人事院勧告の内容と県内の状況ということでなっておりますので、いずれにしても、これは千葉県においては支給割合が違っているということがお分かりだと思います。

それと、もう一つは補足資料というのがございますでしょうか。

- 委員長（林 一雄） それはないようですね。
- 紹介議員（神子 功） 一番最後です。ございますか。
- 委員長（林 一雄） ございました。失礼しました。
- 紹介議員（神子 功） これが東京都から栃木県まで、それぞれ地域手当の支給割合が一律で全県支給されているということから考えますと、千葉県では地域によって差があるということから、問題となっているものを列挙してございます。人事異動による影響があるんじゃないか、それから、手当の支給地域については、年間で差があると。それから、同一労働に対しては同一賃金ではないのではないかという幾つかの点がございしますが、そういったことからして、ぜひ一律にしていいただきたいという内容が、今回の請願の趣旨でございます。

よろしくお願いいたします。

- 委員長（林 一雄） ありがとうございます。

続いて、学校教育課から参考意見がありましたら、お願いします。

学校教育課長。

- 学校教育課長（及川 博） 神子議員のこの請願に対しまして同意見でございしますが、私どもとしましても、よりよい教職員の確保、教職員の質の向上のためにも、全県一律の支給ということで、この意見について賛成をしたいというふうに思っております。よろしくお願いします。
- 委員長（林 一雄） ありがとうございます。

それでは、審査をお願いいたします。

林委員。

○委員（林 正一郎） 私は、この点だけはちょっとやはり経済感覚から見ていった場合には納得いかない。それはなぜかと申しますと、今、調整手当のこの人事院勧告の書類を見ておりますが、やはり物価が全然違う。仮にアパートを借りようとしても、価格が全然違う。食生活に関しても、全然物価が違う。そういった観点から考えた場合には、千葉県の場合には、やはりここにも表にありますように、千葉市から東葛から印旛地域、これは6%と、5%が木更津市、君津市、袖ヶ浦市、市原市、もう全然、これは私は全く適正に人事院勧告の方で人事委員会の方で、非常に適正に見ていると、こう思っております。これだけの差をつけても、この過疎の方に行きたいという教職員がいっぱいいるんです、現状は。私はそのように聞いております。

まず、よほどのつてがないと、この東葛から向こうの方にみんな送られてしまう。そういうふうになりたての学校の先生は、全部東葛から向こうに、行きたがらない方に行っちゃうと。送られる。ところが、つてのある、うちの方の教育長みたいに実力のある人は、向こうの方からこっちへひとつお願いしたいよと、こう言うと、なんとか旭市地区、東総地域に引っ張ってくるだけの実力があると、これが事実だそうです。

私はいろいろな先生に聞いております、はっきり言って。私の親戚以上に懇意にしている早稲田の教育学部を出て、最初のころは東葛方面に送られちゃって、何とかならないかと言ったけれども、こっちにやっと来たなと、佐原高校に行くと。これも県会議長さんに頼んで、泣き泣きやっと来るような始末。そういった状況下でございますので、この前の多田課長にも聞いたときには、私の言うとおりで、全くご意見は一緒なんです。だけれども、神子議員の紹介だから言えないけどというのが実情だったそうです。

私は、神子議員だろうと誰だろうと、これはやはり公平公正に処理していかないといかんと、この前は、私は黙っておったんですが、たまたまタダカッペイの息子さんが課長さんだったから、あまりしつこくいじめてもいけないなと、こう思いまして、私は黙って採決に賛成しましたけれども、これは、私は格差があって当たり前だと。それが本当に公平であって、公正であると、私はこのように思います。

以上です。

その点に対して、課長どう思いますか。あなたは神子紹介議員の意見に同感だということでしたが、私の意見に対して答弁願います。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） 林正一郎委員の言うことも大変ごもっともで、確かに私も千葉

の方にも何年か行かせていただきましたので、その点も分かるところでございますけれども、教職員が、私も向こうにいるときには調整手当の方は少し多目にいただいております、こちらに来ましたら下がったという状況があるんですけれども、私の実感ですけれども、物価については、今、都市部との差があまりないのかなというところを実際には感じたところでもありますけれども、実際の同じ教職員として勤務する場合には、職務としては同じことですので、同じような待遇で、勤務条件で職務に当たるというのが、やはり教職員の方の意欲とか、それから先ほど申し上げた実際にそれでもって地域を選んでいるということはございませんけれども、その方が実際の教職員の仕事に当たってはよろしいかなということで、私自身は感じているところでございます。

○委員長（林 一雄） 林委員。

○委員（林 正一郎） 関東近県の地域手当支給割合状況というのを、これを見ても分かる、一目瞭然だと思えます、これを見ていただければ。東京都は13%。これは私は当たり前だと思いますよ。東京都は全体的には、それは八王子とか向こうに行けば、多少ワンルームマンションでも安いんですよ、確かに。5万円ちょっとくらいかと思えます。しかしながら、都内に入りますとそれが倍になります。だから、やはり私は東京都と神奈川県とは、なかなか同一というわけにはいかないだろうと、これが現状ではないかなと私は思っています。

だから千葉県は、私は4段階にしてあると。この前は8%と5%でしょう。2つでしょう。今年度は県内6、5、4、3にしたということになっておりますが、4分割したということで、やはりこれはある程度私は公平じゃないかなと。これはたまたま岡田幸太郎さんという支部長さん、これ東総支部の教職員組合だから、これは出しているんだと思うんですよ。ところが、ほかの人に言わせたら、冗談でないですよということを言いたいと思うんです。私はこの東総地区の支部長さんに面識も何もございませんが、気持ちは分かりますけれども、やはりこれは無理じゃないかなと。

私が先ほどあなたに言ったように、向こうからこっちに来たいのはいっぱいいるのよ。ところがなかなか、先ほども言ったように、うちの方の米本教育長みたいに実力者でないと、なかなかこっちに引っ張ってこれないのよ。それが実情ですよ、あなた。だめですよ、そんないいかげんな答弁をしておっては。

私は、これは反対です。

○委員長（林 一雄） ほかに。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） これはこの地域のほかの議会にもみんな出ていると思うんですけども、ほかの状況はどうでしょうか。ちょっと参考に教えていただけませんか。

○委員長（林 一雄） 学校教育課長。

○学校教育課長（及川 博） すみません。各地区やっているところで、まだ私の方で確認はしてございません。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

柴田委員。

○委員（柴田徹也） この話は、去年も同じような展開だったと思うんですけども、確かにこの地域の方がいろいろな意味で、住居だとか、そういった面で安いわけで、その格差というものは当然あって不思議ではないと思うものでございますけれども、やはり我々にとってはこの地域の教育のレベルが上がってほしいという気持ちがございます。こういった地域手当の格差があっても、なお今、林委員のご意見のように、この田舎の方が率がいいんだと、そっちに行きたいんだという先生方がいらっしゃる、現状でもそうだとということでございます。ですから、例えば条件が均一になった場合には、もっと田舎にきたい人が増えるわけでございます。そうすると、この地域の教育はもっとよくなるのかなと。優秀な人は、例えば東大出の先生がみんなこの旭や銚子や、こっちの過疎地の方に集中して来ると。そういった見方もあるのかなと、非常にその辺今私も悩んでいるところでございますが、そういった点から考えると、私は逆に認めるのもいいのかなというように感ずるものでございます。

○委員長（林 一雄） ほかにございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようですので、請願第3号の審査を終わります。

しばらく休憩をいたします。

執行部は退席をしてください。大変にご苦労さまでございました。

それでは、昼食のため1時半まで休憩をいたします

休憩 午後 零時22分

再開 午後 1時30分

○委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

請願の採決

- 委員長（林 一雄） それでは、請願について討論を省略し、採決を行います。

請願第 1 号、「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択を求める請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第 2 号、「国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（林 一雄） 全員賛成。

よって、本請願は採択と決しました。

請願第 3 号、「地域手当の県内格差支給の是正に関する意見書」採択に関する請願について、採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（林 一雄） 賛成少数。

改めて採決いたします。

不採択とするに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 委員長（林 一雄） 賛成多数。

よって、本請願は不採択と決しました。

以上で本委員会に付託されました請願の審査は終了しました。

なお、委員長報告につきましては、委員長に一任願いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、委員長報告は委員長一任とさせていただきます。

しばらく休憩いたします。

休憩 午後 1時31分

再開 午後 1時32分

- 委員長（林 一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

意見書案の説明

- 委員長（林 一雄） 続きまして、ただいま採択と決しました請願が本会議で採択とされた場合、意見書提出に伴う発議案を提案することになりますので、事前に準備をしたいと思います。

事務局、意見書案を配布してください。

（意見書案配布）

- 委員長（林 一雄） 初めに、請願第1号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長お願いします。

- 事務局長（宮本英一） それでは、請願第1号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

よろしいでしょうか。

- 委員長（林 一雄） はい。

- 事務局長（宮本英一） お手元に配布してございます義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案をご覧いただきたいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上をめざして、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかににかかわらず、無償で義

義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定の規模や内容の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

国においては、「三位一体」改革の論議の中で、2005年11月には義務教育費国庫負担制度の見直しが行われた。その内容は、義務教育費国庫負担制度は堅持するが、費用負担の割合については、2分の1から3分の1に縮減するというものであった。政府は、教育の質的論議をぬきに、国の財政状況を理由として、これまで義務教育費国庫負担制度から対象項目をはずし、一般財源化してきた。今後、3分の1とした国庫負担金の割合が、恒久措置ではなく、制度全廃も含めた検討がなされる可能性もある。

義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような見直しが今後さらに行われると、厳しい地方財政をますます圧迫するばかりではなく、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準格差が生まれることは必至である。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭市議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あてでございます。

以上です。

○委員長（林 一雄） ありがとうございました。

事務局の説明は終わりました。

それではご協議をお願いいたします。

ご意見がございましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、請願第1号の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書は原案のとおりとすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、請願第2号の意見書案についてご協議をお願いしたいと思います。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局長、よろしくお願いします。

○事務局長（宮本英一） それでは、請願第2号の意見書案についてご説明いたします。

座ったままで説明させていただきます。

よろしいでしょうか。

○委員長（林 一雄） どうぞ。

○事務局長（宮本英一） お手元に配布してございます国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書案をご覧くださいと思います。

意見書案を朗読して、説明に代えさせていただきます。

国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神に則り、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え・育てるという重要な使命をおっている。しかし現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、いわゆる「学級崩壊」、さらには少年による凶悪犯罪、経済不況の中、失業者の増加により授業料の滞納等、様々な深刻な問題を抱えている。一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、総合的な学習の実施や選択履修の拡大に伴う経費等の確保も急務である。千葉県及び県内各市町村においても、ゆとりの中で子どもたち一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成をめざしていく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。

平成19（2007）年度の文部科学省所管の一般会計予算は、前年度比2.7%増となったが、県、市町村への地方交付税交付金は削減されている。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に、来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

- ・子どもたちにきめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校教員定数改善計画を早期に策定すること

- ・少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準数を改善すること

- ・保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持することや就学援助に関わる予算を拡充すること

- ・子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等環境・条件を整備すること

- ・危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること

・子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を見直し、地方交付税交付金を増額することなど

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

旭市議会。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上でございます。

○委員長（林 一雄） ありがとうございます。

事務局の説明は終わりました。

それでは、ご協議をお願いいたします。

ご意見がありましたらお願いをいたします。

（「なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） 特にないようでございますので、請願第2号の国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書は原案のとおりとすることによろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、本意見書は原案のとおり準備を進めたいと思います。

続きまして、ただいまご協議をいただきました意見書の提出に伴う発議案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

初めに、発議案の義務教育費国庫負担制度堅持に関する意見書案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がありましたらお願いをいたします。

（発言する人あり）

○委員長（林 一雄） それでは、提出者は委員長、賛成者は委員ということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、提出者は委員長、賛成者は委員、そのように準備を進めたいと思います。

続きまして、発議案の国における平成20（2008）年度教育予算拡充に関する意見書案の提出者並びに賛成者についてご協議をお願いしたいと思います。

ご意見がありましたら、お願いをいたします。

（「先ほどと同じ」の声あり）

- 委員長（林 一雄） それでは、先ほどと同じということで、提出者は委員長、賛成者は委員とすることよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（林 一雄） ご異議ないようでございますので、提出者は委員長、賛成者は委員、そのように準備を進めたいと思います。

- 委員長（林 一雄） 以上をもちまして、審査は全部終了いたしました。

これにて本委員会を閉会いたします。

大変にご苦労さまでございました。

閉会 午後 1時48分

旭市議会委員会条例第 30 条第 1 項の規定により署名する。

旭市議会文教福祉常任委員会委員長 林 一 雄